

令和元年度第11回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第3号）

令和2年3月16日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

11番 藤川 博和 君

10番 田上 忍 君

3番 宮川 一幸 君

2番 井藤 はづき 君

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 中城 峯雄 君 2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君

11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君

13番 井本 昭光 君 14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長 藤木 正幸 君 副町長 野中 眞治 君

教 育 長 本田 恵典 君 総務課長 藤野 浩之 君

企画財政課長 坂本 幸喜 君 税務課長 畑野 英樹 君

町民保険課長 宮崎 尚文 君 福祉課長 西橋 静香 君

こども未来課長 田中 智徳 君 復興課長 島田 誠也 君

健康づくり支援課長 本田 太志 君 農業振興課長 井上 辰弥 君

商工観光課長	作田 豊明 君	建設課長	野口 壮一 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会計管理者	上村 清美 君
学校教育課長	西本 和美 君	社会教育課長	沖 勝久 君
監査委員	吉川 勲 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） 本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○11番（藤川博和君） 11番、藤川です。先刻通告していました件について、質問します。

電子入札の導入について。町の入札は、現在庁舎内で実施されています。最近、事業者からインターネットを使つての入札を行う電子入札を採用している市町村が多くなっています。今後、どのような入札制度をもとにして町は電子入札の導入の計画はあるか。

個々の質問は質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 藤川議員の電子入札制度についてお答えいたします。

現在、公共工事における契約といたしましては、指名競争入札また随意契約により契約を締結しています。入札の方法としては、指名競争入札を採用しています。入札に当たっては、競争性、公平性、透明性を確保していくことが重要であります。さらなる適正な競争のための環境づくりとしまして、条件付一般競争入札や電子入札システムの導入などが考えられます。

電子入札システム導入の効果としては、入札に係る事務量やコストが大きく削減されることが期待されます。導入時期といたしましては、熊本県電子入札共同利用システムが令和2年9月に新システムに移行することから、本町においては、新システム移行後導入時期を検討し、準備を進めていきたいと考えています。

また、コストの軽減を図りつつ、公共工事の品質の向上を図る取り組みや、町内建設業の健全な発展という観点からも、今後、従来の入札方法と併用しながら、順次電子入札へ

の移行を含め、契約と入札の方法について検討していく必要があると考えています。

その他個別質問については、担当課長より答弁させます。

○11番（藤川博和君） 今、町長から電子入札導入についての時期の回答がありましたが、では、入札制度について質問いたします。

入札制度は、会計法第29条の3に競争入札、指名入札、随意契約の3つの入札制度がありますが、これらのメリット、デメリットの説明をお願いいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、競争入札、指名入札また随意契約の入札制度について、説明をということで、まず、一般競争入札です。これは無条件の一般競争入札と条件付一般競争入札というのがあります。これは公告によって不特定多数の者を誘引し、入札によって申し込みをさせる方法があります。より競争して入札をするということで、これは、申込者のうち地方公共団体に最も有利な条件をもって申し込みをした業者を選定するという入札の方法です。この入札のメリット、デメリットとしましては、業者選定が公正かつ機会均等に与えられるということになります。そして、経済性も確保される利点があるということになります。ただ、デメリットとしましては、不特定多数の方を公告で入札に参加してもらうということで、不良・不適格な業者が入り込むことが予想されるということもあります。そして、適正履行の確保が困難になるというデメリットの部分もあるかと思います。

それと、指名競争入札です。これは今町で行っております入札制度です。これは、特定した業者を選んで競争しての入札方法となります。その中で、最も有利な条件を提供した業者と契約する方法であります。この指名競争入札のメリットとしましては、特定の者を選んで競争させるということで、不良・不適格な業者を排除することができるということになります。それと、参加者の数が特定されるということで、事務の執行上効率的であるとされております。ただ、デメリットとしましては、競争性が低下する可能性があるということです。それと運用において指名業者の選定が公正に行わなければならないということになります。

それと、随意契約です。これは、競争の方法によることなく、任意の特定の者を選んで契約を締結する方法です。これは、地方自治法施行令の定めにより、例外的に行っているものであります。メリットとしましては、契約の手続が簡素化されるということ。それと、資力・信用等の確実な適格業者と契約できるということになります。ただデメリットとして、業者が固定される恐れがあるということがデメリットとなっております。

以上、入札制度の説明になります。

○11番（藤川博和君） ただ今総務課長から詳しく説明いただきました。町長の回答で町の入札は指名入札と随意契約を行っていると言われましたけれども、では町の入札に参加するにはどのような資格が必要ですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

入札に参加するということになりますと、御船町で入札に参加しようとする者は、御船町入札心得第2条に基づき、入札参加資格審査申請書を毎年3月31日までに町長に提出しなければならないとなっています。また、申請書につきましては、御船町工事入札参加資格審査格付要綱第2条に掲げる書類を添えて提出するということになります。主な申請書の中には、建設許可の写しだったり経営事項審査結果、工事経歴書等の書類が必要となります。

○11番（藤川博和君） 町の入札資格はそうですけれど、一応、入札に参加するには、県の許可も必要だと思いますけど、この県の許可を得るには、どういう資格が要りますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この建設業の許可を得るためには申請が必要ということになりますが、これは建設大臣許可と県知事許可と2種類の許可があります。許可を受けるためには5つの資格要件を満たしている必要があるとなっております。1点目が経営事務の管理責任者がいること。2点目が専任技術者がいること。3点目が、財産的な基礎が安定していること。4番目に誠実に契約を履行すること。5番目に欠格要件に該当しないことということで、この5つの要件を満たしている必要があるとされております。

○11番（藤川博和君） 今、説明はありましたけれども、1、2番です、経營業務の管理責任者とはどんな資格かと、専任技術者がいることとは、この専任技術者の資格とはどういう資格が必要ですか。これの説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） 資格要件の第1ですけれども、経營業務の管理責任者がいることということで、これは会社の経營業務に従事する責任管理者を経営幹部として置いておく必要があるということです。この人は管理責任者というのは、許可を受けた建設業について、5年以上経営者としての実務経験がある者、または経營業務に準ずる地域にある人で5年以上経営者としての実務経験がある人となっております。

あと1点、専任技術者がいることということで、ここは一定の資格を有している技術者

となります。これは国家資格である土木施工管理技士であったり、建築士であったりの資格を有する者となっております。

○11番（藤川博和君） 今、経營業務管理者です。これはもし土木と建築を一緒に持っていた場合、これは今言われた5年ですか、それ以上の経験が必要ですか。

○総務課長（藤野浩之君） 許可を受けた技術以外の建設業については7年以上ということになっております。

○11番（藤川博和君） ということは、土木・建築の両方を業者が持つ場合は、その経験者は7年以上の経營業務管理者の責任者がおられないといかんということですね。わかりました。

次に、こういう県の許可を得れば、町の入札は素直に参加できるのですか。

○総務課長（藤野浩之君） 先ほど申しましたとおり、この県の許可を受けて、町の入札に参加しようとする者は、先ほど申しました入札参加資格申請書を提出していただくということになります。

○11番（藤川博和君） この入札資格申請書というのは県で行われる経営審査が必要となるという意味ですか。

○総務課長（藤野浩之君） その申請書の中に、経営事項審査書を添付していただくと、一緒に提出していただくということになります。

○11番（藤川博和君） 経営審査が必要と、この経営審査とは一応建設法の27条の23に、公営事業の経営審査での入札金額です、これは建設一式では1,500万円以上、その他工事では500万円以上となっている。ということは、それ以下の金額では経営審査を受けなくても入札に参加できるということですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

こちらからの指名競争入札ということでの入札であれば、この資格審査を受けていただくという必要があるかと思います。

○11番（藤川博和君） 今言いました1,500万円以下、それと500万円以下のその他工事です。この場合は、緊急で何かあったときには、そういう指名を受けなくても入札に参加ができるということですか。

○総務課長（藤野浩之君） ただ今お話がありました、建築で1,500万円、土木で500万円以下とかいう事業につきまして、町では緊急を要する工事等や小規模の修繕工事、維持工事等

については、入札をしなくて、随意契約で行う部分もあります。その工事につきましては契約が可能になるかと思います。

○11番（藤川博和君） それは、臨機応変に入札ができるということですね、小規模の金額の場合は。では、この町内の業者です、これの指名をする基準というのは何かありますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

指名の基準につきましては、御船町工事請負建設業者選定要領の第5条に選定をしているところであります。

○11番（藤川博和君） いろいろ町内にも規律があると思いますけど、今、指名入札によるトラブルの防止に、条件付一般競争入札を採用している町村が多くなっておりますが、この条件付一般競争入札とはどんな入札制度ですか。

○総務課長（藤野浩之君） 先ほど入札の中で3種類と申し上げました。その中の1つになるかと思います。条件付一般競争入札の事後審査型ということで、これを採用している市町村も幾つかあるかと思います。この入札につきましては、入札参加資格者を名簿に搭載し、入札参加に係る資格要件を公告します。そして、その当該資格要件を満たす者が自由に入札に参加するものであります。

また、開札後に有効な入札のうち、入札価格の低い者から資格要件の審査を実施し、資格要件が的確である場合に落札決定するという入札方法であります。

○11番（藤川博和君） ということは、一般競争入札とうたっておりますけど、指名入札と一般競争入札をチャンポンしたような入札制度ですね、これは。

次に、今上益城郡内に電子入札の状況は、どの程度入札を導入され、そしてまた、この導入に関してどれだけ費用がかかりますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今現在、郡内におきましては、益城町、山都町、甲佐町の3町が電子入札を導入しております。御船町におきましては、平成28年度に熊本県市町村電子自治体共同運営協議会の電子入札システム部に参加はしております。

それと、導入の費用ということですが、導入の費用としましては、開発仕様として初年度に約190万円ほどかかります。それとまた、年間の運用費として約60万円の運用負担金が必要になるということで、初年度におきましては約250万円ほどの負担が必要かと思います。

○11番（藤川博和君） 町長も先ほど言われましたように、令和2年9月頃導入の見込みとありますので、できるだけ早く入札制度の改善をさせていただき、そして電子入札の導入が実現できるようにお願いいたします。

次の質問に入ります。町の発注物件の、入札から施工までの町の管理の状況の手順の説明をお願いいたします。

○総務課長（藤野浩之君） それでは、工事の施工から完了までということになるかと思いますが、まず、工事の設計は担当課で設計書を作成いたします。そして、これは工事施工伺いという形で町長までの伺いをとります。その後、指名審査会ということで、審査会を開きまして、指名願の通知を総務課より発送します。それと同時に、予定価格調書を作成し、予定価格を決定しております。そして、入札通知書を行いまして、入札日が決まりますので、役場で、庁舎で入札するというので、その後開札をしまして、落札者を決定するということです。

その後は、契約につきましては、担当課で契約を行うということになります。そして、契約後は工事関係に入りまして、契約書を作成しまして着工届だったり監督人の任命等等着工届関係の資料が出まして、工事に入るということで、あとは工事の中ではいろんな協議等を行いながら、完成した場合、完了届が提出され、工事検査を行うということで、工事検査終了後工事代金の支払いという形になるかと思えます。

○11番（藤川博和君） 今、総務課長が言われた契約書の契約は、一応担当課で行うというのは総務課で行うのですか。

○総務課長（藤野浩之君） 契約の伺いにつきましては担当課で決裁を取っております。

○11番（藤川博和君） 契約書の中身について、お尋ねします。契約書は工事名、工事場所、工事請負金額、工期などの内容が記載されておりますけれども、1番、工事名や工事場所あたりはわかっておりますが、この工期です。工期の日程あたりは、いつ誰がどのようにして決められているのですか。

○総務課長（藤野浩之君） 工期につきましては、建設工事、いろんな工事の業種があります。それに基づいて、適正工期というのが設けられております。これは、工事費に応じて変わってくるかと思いますが、適正工期において工期の決定をしております。

また、入札通知を出す部分について、特記仕様書あたりで、工期を設定している部分もあります。

○11番（藤川博和君） そうすると、入札前に参加者にこういう記述あたりは特記仕様で連絡されているということですね。ということは、入札参加者の業者は、この請負金額、工事の期日あたりは確認されてから入札に参加されるということですね。

○総務課長（藤野浩之君） はい、それを含めて入札にも参加されているということで、考えております。

○11番（藤川博和君） すると契約書の最後のほうに、発注者と受注者にて、御船町公共請負契約約款を履行する者と書かれております。これは、発注者と受注者との心得だと思いますけど、この約款を履行するというのは、どのような約束事を指示しているのですか。

○総務課長（藤野浩之君） 公共工事の請負契約書の中に、表紙のほうは今言われた工事番号とか工事名等を記載しています。工事金額もです。その裏に公共工事請負契約約款ということで、第1条からありますので、これに基づいて契約を締結していくということになるかと思います。

○11番（藤川博和君） ということは、発注者も受注者も、この御船町の公共請負契約約款を遵守しながら工事を進めていくということですね。

次に、工程表が出されております。この工程表というのは、工事期間中に定期的に工程会議が行われていると思いますけれども、この工程会議に誰が出席し、どのような内容の会議が行われ、またこれは、会議録として保管を、残されておりますけど、これは保管は誰がしておられますか。どこの部署、所管で。

○総務課長（藤野浩之君） まず、入札して落札して契約という形になります。そこで入札するときに、契約して着工する前に着工届というものが提出されます。その着工届の中に現場代理人であったり主任技術者、計画工程表、工事中の標識の設置届を同時に出します。そして、工程表が出されて、着工すれば工程会議ということになります。工程会議につきましては、町の監督職員を任命しますので、監督職員と現場主任技術者、現場代理人と工程の会議をするということになります。これは、工事の内容によって定期的にやる部分と、工事を行っていく上で、変更が生じた部分については臨時的に工程会議が開かれていくということになります。工程会議の結果、議事、会議の内容につきましては、工事打ち合わせ簿だったり施工管理の中で資料として作成をしていただきます。最終的には工事の竣工届の中に提出をしていただいて、担当課で管理・保存を行っていくということになります。

○11番（藤川博和君） この工程管理は何年保管されておるのですか。

○総務課長（藤野浩之君） これは工事の種類によって違いますけれども、補助工事であれば10年の保存かと思います。

○11番（藤川博和君） それと、工程会議の終わったところは、監督職員の方は定期的に工程会議の終わった後は、どのような、現場で作業というか見守りか、どういう見守りをされておりますか。

○総務課長（藤野浩之君） まず、工事の工程の管理につきましては、工程会議と施工管理、また品質管理につきましては、これは従事者の現場代理人あたりが行っていくということになります。その全体の工事の内容、管理につきましては、監督職員が現場に立ち会って管理を行っていくということになります。

○11番（藤川博和君） このように定期的に工程会議が行われると思いますが、実行されておるとは思いますけど、この工程会議で、工事の中で、どうしても工事関係上工期の延長が出てくるとは思います。この工期延長のとき、受注者からの工期延長願が出てきたときに、どのような対応をされて、どのような協議をされているかということです。

○総務課長（藤野浩之君） 工事を行っていく上で、不測の事態といいますか、変更を要するような事案があります。変更協議につきましては、御船町公共工事請負契約約款の第23条において、工期の変更については、発注者と受注者により協議が行われるということになります。そこで受注者から工期の延長の請求があり、発注者が妥当と認めた場合には、工期の延長変更を行っているところです。

変更の理由として何点かありますけれども、1点目が天候不良の日が例年に比べ多いと判断された。それで工事ができなかったと。これは長雨だったり大雪が降ったり気象条件で変わる可能性もあります。それと、設計途中に明示された関連工事との調整により変更があり、工期の延長を生じた場合ということで、これは工事の設計変更に伴うものです。床掘をして岩が出たとか、また水が出たとかいう処理で設計変更をした場合、工期の延長が発生することがあります。それと、工事用道路の設置とか資材置き場、また用地の確保等で地元調整に不測の期間を要したというところで、着工がなかなかできなかったというところでの工期の延期。それとまたこれは熊本地震で多く見られた件ですけれども、労働者の確保に期間を要したという形で、工事が思うように進まなかったというところで工期の延期をした事例はあります。

○11番（藤川博和君） 今いろいろ工期延長について回答がありましたけど、工期を延長する

というのは工程会議で一応決められるのですか。それとも、持ち帰って、発注者の監督職員あたりと、監督職員は2名おられると思うんです。その2名の方で協議されて一応決定されるのですか。

○総務課長（藤野浩之君） 工期の延期につきましては、受注者側の申し出もありまして、そこで協議を行いまして、町の監督職員、監督員が妥当であると認めた場合は工期の変更の契約に移ります。契約につきましては、町長まで工期の変更の決裁を取っております。

○11番（藤川博和君） そのとき、工期延長する場合は、受注者から工期延長願というのが出されていると思いますけれど、これに関して、工期延長願が出されて工期延長をした場合、これは工事の延長ですかね。工事の工期延長ですか。それとも工期自体を変更されるのですか。

○総務課長（藤野浩之君） 工期の変更となりますので、工事完了が延びていくという形になるかと思います。

○11番（藤川博和君） 先ほどの契約のときに、私が言いたいのは、工期の期日を契約のときに交わされておられますね。これが変更になるということですか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、当初契約書で締結した工期が変更になるということになります。

○11番（藤川博和君） ということは、契約書自体も変更になるということですね。

○総務課長（藤野浩之君） はい、変更契約書という形で処理をしております。

○11番（藤川博和君） そのときに、御船町の公共請負契約書の約款の中に、一応、罰則ではないけど、42条に、履行遅滞の場合にという条例がありますけど、こういう条例を適用されたことはありますか。

○総務課長（藤野浩之君） 今御質問があったとおり、町の公共工事請負契約約款の第42条に履行遅滞の場合ということで、工期内に工事が完了できないときの罰則の規定が条文としてあります。現在、町としてはこの条文を適用したことはございません。このような事案が発生しないように、監督において工事の工程管理を徹底していきたいと思っております。

○11番（藤川博和君） 今の条例の違反はなかったということは、今まで、御船町の工事の中では、こういう罰を適用せんでいいように、完全に工期内に工事は完了したと考えていてよかったですか。

○総務課長（藤野浩之君） 工事が遅れるというか、いろんな事情で工期内に終わらないとい

うことであれば、工期の変更を行いまして、工期内に完了したということになります。

○11番（藤川博和君） それが、私がよく思うとが、道路工事の表示板です。表示板の上によく白い紙で工事変更が書いてあります。だから、これのいわば、どういうあれで、これは今まで聞いておれば、発注者と受注者の協議のもとに合意されて、これを貼られていると思うとです。これについて、工期の延長はなかったと思われますか。

○総務課長（藤野浩之君） 工事看板等の中に、上からまた紙を貼ったりとかして工期の変更が変わっている部分があります。1つは繰り越し関係で発注した場合、一応3月31日という形で契約を行います。その後繰り越し等の手続を行いまして、繰り越しの工事の決定をしますので、そこで工期を6月とか7月とかに変更する部分があります。

それと単純に工事の都合により工事が延びたというところで、2種類ほど、工期の変更をする場合、標識で修正した部分はあるかと思います。

○11番（藤川博和君） このようなことのないように、工期内に完了をよろしくお願いします。

次に、町では、各業者の現場代理人あたり、こういうのはどのようにして資料管理をされておられますか。

○総務課長（藤野浩之君） 工事を発注した場合、担当課、発注者側で監督職員を任命いたします。その監督職員が現場代理人また主任技術者あたりと協議を行いまして、打ち合わせだったり工事施工について指示を行ったりということで、監督員が現地を管理しております。

○11番（藤川博和君） 県あたりでは、こういう業者ごとの管理を全部データで管理されているとです、現場ではなくして、データ管理されて、それからいろいろその物件においては、工事において発注がされてあると思うんですが、そういう管理はされておるんですか。

○総務課長（藤野浩之君） 管理については、担当課、発注者の建設課だったり農業振興課、いろんな担当課で適切に管理されていると思います。

○11番（藤川博和君） 管理されていてよろしくお願いしますけど、今度は、今御船町においても、大きな物件がいろいろ出ております。これで、先ほど言いました県の許可、一般建設業と特定建設業とありますけれども、これが工事金額によって受注できる物件があると思います。そしてまた、現場代理人もいろいろ工事金額によって違ってくると思いますので、この一般建設業と特定建設業とは、どう会社組織自体に違ってくるのですか。

○総務課長（藤野浩之君） 建設業の許可には、今言われたとおり、一般建設業許可と特定建

設業許可があります。一般建設業におきましては、建設工事を受注して、自ら施工する場合などは一般建設業の許可が必要となります。また、発注者から請負った1件の工事につき、下請に出す際の下請金額の総額が4,000万円以上、建築工事の場合は6,000万円となりますが、そういうのであれば、特定建設業の許可が必要ということになります。

○11番（藤川博和君） 今の工事金額の件ですが、もう一度聞きたいのは、この特定業者の4,000万円以上の場合、現場代理人あたりが違ってくると思いますけれども、これは、現場代理人は違ってきますか。

○総務課長（藤野浩之君） 4,000万円以上の工事につきましては、建設業法第26条第3項において、監理技術者を工事現場ごとに専任の者でなければならないと規定をしてあります。この専任というのは、継続的に、当該工事現場に係る職務のみに従事することを意味するものであります。ただ、必ずしも当該工事現場に常駐を必要とするものではないということになります。しかしながら、監理技術者が担う役割に支障が徴じてはならないと規定をされております。

○11番（藤川博和君） 今の監理技術者です。この監理技術者というのは、普通主任1級、2級の施工管理者といいますね、この監理は、その差が違うとですか、経験か何かいろいろな条件として。

○総務課長（藤野浩之君） 監理技術者につきましては、一定水準以上の知識経験が要ということで、1級の土木施工管理士であったり建築士であったりといった資格が必要となります。

○11番（藤川博和君） ということは、工事の4,000万円以上の現場においては、この監理技術者が専任として常駐させていかないかんということは、普通の主任技術者ではこれはだめですたいね。だから、先ほど言われた専任ですね、専任というのは、今の説明では、大体普通はずっと常駐せんといかんけど、必ずしも当該現場に置かなくてもよいと。だから、そのときずっと専任ではなくて別の現場に行ったとき、これはそういう現場の監督者は兼任できますか。専任技術者と指名された人は。監理技術者が別の現場の監督もできるかということですか。

○建設課長（野口壮一君） 監理技術者につきましては、今質疑があつていますとおり、下請に4,000万円以上の下請を出す場合には、監理技術者を置きなさいということで規定がされております。監理技術者につきましては兼務ができないということで、その1つの現場

以外を担当することはできないと規定はされております。

○11番（藤川博和君） 今建設課長が言われたことを理解しますと、監理技術者は、その現場は責任持つけれども、ほかの現場は、ただ見に行くだけはいいいいということですか。そう、理解していいですかね。わかりました。

それと今現在、町内で4,000万円以上の工事のある現場は何件ぐらいありますか。

○総務課長（藤野浩之君） 現在発注している工事の中で4,000万円以上という工事ですけれども、建設課発注の工事になります。宅地耐震化事業の小坂地区の工事、それと辺田見地区の工事、これが宅地耐震化で2件あります。それと、小坂地区で、地方創生道整備交付金事業の工事が4件、計6件が今4,000万円以上の工事として発注をしているところです。

○11番（藤川博和君） 今、総務課長から6件あると言われましたけれども、今、4,000万円以上で私が注目しているのは小坂地区の4件、これは民間企業と関連しておりますので、この民間企業では、これは言わば店舗の関係です。この場合、私が経験したことを言いますと、要は民間企業では、もし開店時にオープンできなかった場合は、必ず損害賠償が行われておりますので、この損害賠償というのが、開店のときの金額、経費、これは私が聞いたところでは何千万円の損害賠償が打たれております。今回の小坂の工事では、ぜひそういうことのないように、定期的に工程会議を行って、余裕を持って工事の管理をお願いしたいと思いますけれども、建設課長、どうですか。

○建設課長（野口壮一君） 1月の議会、それから2月の議会で工事の請負契約の承認をいただいております。既に皆さんも通られて、もう工事が始まっているというのを見かけられていると思います。国道からの入り口の水路も、片一方はカルバートボックスの施工が終わっております。

あとの町内の業者につきましては、今、上下水道が先行して工事をやられておりますので、この上下水道の工事の目処が立って、計画では4月から入り込んでいくと。今の段階で、もう毎週木曜日に請負業者を集めて、一応事前の工程の打ち合わせに入っておりますので、その辺を準備万端にして、絶対遅れないようなことで指導を行っていきます。

○11番（藤川博和君） 建設課長、よろしくお願いいたします。

次、これは3月4日、熊日新聞に隣の町の建設業者が、建設業法の28条に違反して営業停止、指名停止の業者が2名、実名で書かれておりました。町の工事では、こういう建設業を遵守されて工事をされておりますと思いますけれども、こういう建設業のチェックは

建設課長、どのようにされておりますか。

○建設課長（野口壮一君） 元請の業者であれば、最初の書類提出のときに建設業の許可証の写し等を一緒に着工の資料として提出をしていただいております。また、下請に入られる業者についても、同じく下請の施工体制台帳を提出時に、同じく下請の建設業の許可の写しまでちゃんともらって確認をしております。

○11番（藤川博和君） 確認しますが、この点は十分にチェックをよろしく願いいたします。
次に、建設現場事務所です。これは、必ず設置しなくてはならないのですか。しなくてもよかったですか。

○総務課長（藤野浩之君） 工事現場事務所の設置につきましては、工事の種類、規模、工事期間等を考慮しながら、監督員と受注者により協議の上設置をしているところであります。ただ、現場事務所につきましては、工事経費である共通仮設費率に含まれてはおります。工事の種類だったり規模、期間、受注者の基地である事務所と現場間などの距離を考慮し、現場事務所の設置が必ずしも不可欠とは限らないということになります。

受注者が適切な工事体制がとられると判断すれば、現場事務所を設置しないこともできます。その際、現場事務所を設置しないということで、共通仮設費の減額調整等は行っておりません。

○11番（藤川博和君） 現場事務所を設置しないときは、こういう場での定期的な工程会議はどのような方法でされていますか。

○建設課長（野口壮一君） 担当する監督員が現場を巡回する中でも、そこでも工事の進捗というのは監督員で確認をしております。業者から提出されてきた工程表の進捗具合のチェック、それから現場は現場で、先ほど言われるように、主任技術者あたりがちゃんと工程をつかんで工事の進捗を業者、現場での打ち合わせ等も行いながら、対応しているという状況になります。

○11番（藤川博和君） 現場事務所だった場合は、その場で、その中で工程会議が行われて、うまい具合に話し合いもできると思いますけれども、ないときは、連絡ミスそういうのが起きる可能性もありますので、この点を十分注意されて、工期内の工事をよろしく願いいたします。

今まで、入札から施工あたりに質問してきましたが、もうこの3年間、熊本地震による復旧工事も大体終わりに近くなっていると思いますけれども、今までは、工事物件が多か

ったので、ある程度管理の面も大目に見てこられたと思いますけれども、今後は復旧工事、これが来年度の年度から始まりますので、発注したとして、今後どのようにこういう工事管理をされていけますか。その決意をお願いいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

公共工事の施工に当たりましては、関係諸法令により遵守すべき事項が定められております。町発注の工事につきましても、今後も関係法令を遵守し、適正な施工体制を確保するよう努めていきたいと思っております。

○11番（藤川博和君） 今総務課長が決意を言われたので、そのとおりですね。一致団結して、町の工事をスムーズに完了するように、よろしくお願いいたします。

最後に、指名委員会の会長である副町長にお尋ねします。今後、町はどのような入札制度を取り入れて、そして、実現していくか。今までの従来どおりの入札制度にしていくか、それとも電子入札を導入していくか。そしてまた指名入札か条件一般競争入札です、こういう方向にどのような制度を取り入れていこうと思われていますか。その考えをお願いいたします。

○副町長（野中眞治君） お答えをいたします。

町の入札につきましては、先ほど町長の答弁にありましており、競争性、公平性、透明性を確保していくことが重要だと考えております。今後は、地域経済に配慮しながら、事務事業の効率化及びコストの削減、また公共工事の質の向上を勘案し、入札の方法や電子入札の導入について検討してまいりたいと考えております。

○11番（藤川博和君） 導入にかけて、町長が言われた、令和2年の9月以降のこういう導入に進めていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより11時5分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○10番（田上 忍君） 10番、田上忍です。先般通告していた内容について、質問いたします。

町長は熊本地震による復旧の目標を令和元年度までと常日頃言っておられました。実際にどうなっているか、すべて完了しているのか。また、完了していないものがあれば、今後どのようなスケジュールで行っていくのかについて、質問いたします。

詳細な質問は、質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の、熊本地震からの復旧状況について、お答えいたします。

平成29年3月策定した御船町震災復興計画の中で、公共施設の復旧に掲げられている道路や橋梁、河川等の復旧、また産業の発展を目指した農地や施設等生産基盤の復旧が掲げられ、これまで災害復旧工事事業に取り組んできたところであります。

議員御指摘のとおり、復旧期を令和元年までと掲げて進めてまいりましたが、工事に係る作業員不足や同一路線上での複数の工事に係る迂回路問題、水稻栽培期間並びに出水期に係る工事制限などの理由により、完了するまでには至っていない状況にあります。

このような中、被災自治体職員の負担軽減策の推進を目的に、令和元年10月9日付け、財務省主計局主計課長名で災害復旧・復興工事に係る事故繰越の事務手続に関する特例措置に関する通知がありました。今後、発生する災害復旧工事についても、本特例措置が適用されていくことになります。

よって、本年度末で未完了の事案については、本手続をとり引き続き早急な完了を目指していきます。

その他個別質問については、担当課長より答弁させます。

○10番（田上 忍君） それでは、まず建設課関係からお聞きしたいと思います。

残っている件数、それからその進捗状況等をまずお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 平成28年の熊本地震に係る、まず道路それから河川の災害復旧工事についての、これまでの発注の工事件数が574件となっています。そのうち、令和2年1月末における未完了件数が9件となっておりますが、3月末までにすべてが完了する見込みであります。

同じく、平成28年熊本地震に係る大規模盛土滑動崩落対策事業などの宅地耐震化事業の令和元年度までの発注件数は61件となっています。同じく、そのうち、令和2年1月末に

おける未完了件数が3件となっております。うち2件が今回事故繰越の予定としております。新たに令和元年度に予算化された戸別の宅地の擁壁復旧工事、それから路面復旧工事、それから舗装工事、すみません、拡充工事です。令和元年度に予定された工事が、87件を発注予定件数としておりました。令和元年度中に60件を既に発注をしております。残りの27件は、令和2年度での発注を、予定を行っていきます。

○10番（田上 忍君） この大規模盛土で2件が事故繰越ということですが、これは場所的にはどこになるのですか。

○建設課長（野口壮一君） 2件は七滝と木倉になります。網状鉄筋工という特殊な工法でありまして、機械の確保が、ほかの工事といえますか、ほかの被災自治体でも結構頻繁にやられていますので、その確保がなかなかスムーズにできなかったという要因で、この2件が事故繰越というものをとらせていただきたいということになっております。

○10番（田上 忍君） そうしましたら、これは完了の見込みとしたら、いつ頃を見られていますか

○建設課長（野口壮一君） この七滝と木倉については、ある程度網状の鉄筋工の工法に係る部分が進捗をしておりますので、あと表面のコンクリート張り工等を残すのみになりますので、時期的には上半期中ぐらいにはもう既に終わってしまうようなことで進めていく予定にしております。

○10番（田上 忍君） 上半期ということは、9月末頃ということで理解してよろしいですね。あと、道路と、この大規模盛土以外に27件、今度発注する予定だということですが、これについてはいつ頃までを目途にされているのですか。

○建設課長（野口壮一君） 残りの27件につきましては、もう既に設計書の積算に入っておりますので、早ければ5月ぐらいには発注を予定していきたいと考えております。しかし、最後の舗装工事なんですけど、すべての工事が終わらないと舗装に入れないということで、主に大規模盛土により宅地造成開発された小坂インター団地、それから小坂のフジワ団地、玉虫団地、御船台団地の4団地に係る工事でありますので、舗装工事が一番最後の工事ということになります。

○10番（田上 忍君） そうしますと、完了時期はまだはっきり言ってもらえなかったのですが、まあ令和2年度中には終わるということでよろしいですか。

○建設課長（野口壮一君） 工事の進捗にもよりますけど、私の担当として、この舗装工事に

つきましては、令和3年度への事故繰越手続で対応することになるかもしれないということで、今、担当ではそういうことで一応計画をしているということになっております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、この舗装関係については令和2年度では終わらなくて、もう1年事故繰越の見込みがあるということで理解していいですね。わかりました。

こうやって、熊本地震関係のを今お聞きしました。少しずつ終わって行って、もう完了したところもあります。12月の一般質問でも聞きましたけれども、災害復旧では原状復旧ということで、元の状態に戻しました。でも、いろんなところで、元に戻したはいいいけど、新たに、やはり何かしなければ危ないよというところがあるかと思います。まず、前回個別に聞きました粒麦の急傾斜のところ、これはガードレールを付けないと危ないよということで、前回質問をしましたがけれども、そしてこれは地元の区長と相談しながら、次年度でやっていくよということで聞いておりますが、これは次年度の予算に入っておりますか。

○建設課長（野口壮一君） 令和2年度の予算の中に明確にガードレールの設置工事ということでは記載はしておりませんが、維持修繕費という項目がありますので、その予算の中で対応していこうかということで考えております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。もう1件、迂回路になった関係で、道路がかなり傷んでいると。何度も補修補修を重ねて、もう補修もできないような状態のところがあるんですけれども、その辺も次年度の維持修繕費の中でやっていかれるということでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃったように、令和2年度の中の維持修繕工事の中で対応をさせていただきたいと思います。

○10番（田上 忍君） 今2件は、具体的に場所をこちらから質問をしたんですけれども、町全体を見て、そういうふうに新たに危険箇所になったとかいうところでガードレールの設置とか、あとその他何か修繕が必要と思われるところは、把握されてますか。

○建設課長（野口壮一君） 12月の議会で田上議員から御指摘があっている1つとして、町道桜町西木倉線での下水道のマンホールと舗装の路面との段差のところなんです。まだ対応ができていないところですけど、私も町内を公用車等で回るときに、まだやはりマンホール蓋と道路との段差あたりが生じているところがありますので、そういうところは今後の対応ということで、計画をしていきたいと思います。

○10番（田上 忍君） 道路パトロール等も頻繁にやっておられるようですので、危険箇所が

ありましたら、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

では続いて、農政課、農地との関係にいきたいと思います。農地関係で、先ほどの建設課と同じように、全体の件数と完了件数及び進捗状況についてお願いいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） 農地施設災害復旧事業の進捗状況、お答えします。

まずは、検査のほうは毎日行っておりますので2月10日までぐらいの締めめの状況ということで御報告申し上げます。まず、全体件数につきましては468件、未発注はありません。ゼロです。それから工事完了件数が370件、進捗率が79.1%となっております。

○10番（田上 忍君） そうしますと20%ちょっとがまだ残っているということですが、令和2年度への事故繰越件数について、教えてください。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、毎日件数は検査を行っておりますが、まず地区別で御報告申し上げます。滝尾地区が4件、水越地区が23件、七滝地区が11件、上野地区が32件、田代地区が9件、木倉地区が11件、高木地区が3件、小坂地区が4件、滝川地区が1件、計98件となっております。

○10番（田上 忍君） 大体、平坦部以外でかなりまだ件数が残っているように今感じました。事故繰越になった理由というか、このあたりはどのようなのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、震災と集中豪雨に絡む町全体の公共工事が多かったというのが1つの理由となっておりますが、完了件数につきましては増加しておりますが、農地災害の場合、出水期や営農期間により施工期間が限られるというのが第一の理由だと思います。そのほかに、非出水期、工事期間中になりますけれども、雨等の理由によりまして、なかなか工事が進まなかったというのが繰越しの理由となっております。

○10番（田上 忍君） 平坦部と違って、中山間部については、どうしても農地が狭いとか、工事の箇所も条件が悪いところ、そういうのが原因していたかと思います。受ける業者についてもなかなか狭いところをやると、経費ばかりかかって、なかなか収益が上がらない、儲からないということで、やはりそういう理由で後回しになっているのでしょうか。その辺はどう思われますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

農地等災害復旧の場合、特に中山間地域におきましては、棚田とかいろいろ施工条件が

悪いところが多いということになっておりますので、次の場所次の場所と移動するところもなかなか時間等もかかりますので、そこら辺も理由の1つになっていると思います。

○10番（田上 忍君） 今回、まだあと20数%ありますが、このあたりの繰越額というか、金額的にはどれぐらいなんですか

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

先ほど、地区別で繰越件数を申し上げましたので、地区別で御報告申し上げますが、あくまでもこれは設計額というところで御報告申し上げます。まず、滝尾地区が2,210万円、水越地区が5,840万円、七滝地区が1,792万円、上野地区が6,618万円、田代地区が2,439万円、木倉地区が2,232万円、高木地区が1,666万円、小坂地区が4,336万円、滝川地区が218万円、合計で2億7,356万円となっております。

○10番（田上 忍君） 今お聞きしましたら、かなり大きな金額だと認識しました。これについては、補助率はどうなっていますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

平成28年災につきましては、まず、農地災害の場合が補助率96.6%、施設災害につきましては、99.2%となっております。

○10番（田上 忍君） かなりな補助率だと認識しました。前回もお聞きしましたけれども、個人負担ですけれども、同じ農地が何回か連続して崩れたと、同じところで1回直したのにまた修繕せないかと、そういうところについては、前回何とかしてあげるということだったのですが、その辺いかがでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

12月議会の中でも田上議員からこの御質問はあっておりましたが、災害復旧が終わった後、また法面等の二次災害が発生したときとかいう形でお伺いしておりましたが、こちらについては、農業者の負担軽減ということを考慮しまして、今のところ、ゼロ、負担なしというところで動いております。

○10番（田上 忍君） それはとてもありがたいことだと思います。そうしますと、あと、今後のスケジュールですけれども、いろいろ水稻の時期、いろんな耕作の時期にかかってくると工事ができないということがありますが、大体完了見込みというか、そのあたりについて、教えてください。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

一応、令和２年度３月を待つというところで、すべての事業の完了を計画しておりまして、これからのスケジュールにつきましては、年度内工事の未完了の業者につきましては、３月末日までに工程表の提出をお願いしております。それに基づきまして、翌４月に工程会議を実施いたしまして、年度内完了に向けての施工管理等を進めてまいりたいという考えでおります。

○10番（田上 忍君） 年度内完了を目指すということで、わかりました。だんだんこうやって耕作できない期間が延びていくと、どんどん耕作を放棄すると、農業を辞めるという方も増えてくるかと思うのですが、そのあたり、何か把握されていますか。今後はもう作らないとか、耕作できないという農家がどれぐらいおられるか、わかったら教えてください。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、国庫事業での復旧事業につきましては、大変農家には御迷惑をおかけしておりますが、農業を取り止めるということは伺っておりません。また、小規模な、事業費40万円以下の事業につきましては、自力復旧事業または小規模農道・水路復旧事業等の活用をいただきまして、できる限り農業の継続をできるような支援を行っていききたいと今考えております。

○10番（田上 忍君） これからも、そうやって農業支援をやっていただくということで、理解いたしました。耕作放棄されないように、今後も町としてもいろいろ取り組んでいただきたいと思います。

そして、全体を見まして、建設課関係も、令和２年度で大体終わるだろうと、農業関係も終わるだろうと。町長は元年度を目標にされておりましたけれども、いろんな条件でそれは仕方ないところがあると思います。ぜひ残っているところは令和２年度で終わるよう、それを目指されて頑張っていたきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで午後１時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより午後１時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前１１時３０分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○3 番（宮川一幸君） 3 番、宮川です。一般質問を行います。

本町では、平成26年3月に健康増進計画「健康いきいき御船プラン21」が策定されています。計画期間は平成26年度から平成35年度（令和5年度）までの10年間の計画であります。この現行計画では、実現すべき地域での健康な姿として、すべての人が安心・安全に、自分らしく生活できることが理想としています。そのため、主要な健康課題への対応の重要施策として6施策と、ライフステージ別にきめ細やかに取り組むべき課題や地域の特性に応じて、地域での展開について、社会生活を営むために必要な機能と維持・向上を12施策、健康安心・安全に関するヘルスリテラシーの向上と環境整備として4施策に取り組んでいます。

そのため、妊娠期から高齢期までのライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、全町民を対象とし、平成31年度の5年目をめどに、中期評価を行うこととしています。平成30年度の指標に対しどのような成果があり、どのような見直しを行っていくのかなどについて、町長のお考えをお聞きします。

個別の質問に対しては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 宮川議員の、1、健康増進計画に基づく施策の進捗状況及び中間評価について、お答えをいたします。

御船町では、平成26年3月に健康増進計画を策定し、町民一人一人の実現したい生活や夢を実現するために、健康は重要な資源であるという理念のもと、その実現に向けて御船町健康づくり推進協議会において、健康増進計画の進捗状況を協議し、健康づくり活動を積極的に推進してまいりました。

特に、計画前期の5年間は、ライフステージごとに取り組むべき課題の中でも、主要な健康課題として、弱壮年層の健康づくりを優先的に取り組んでまいりました。具体的には、健診受診率向上と重症化予防、検診精密受診率の向上のために、生活習慣病などの原因となる生活習慣改善及び社会環境の改善を通じて、町民一人一人、家族、各種団体や関係機関が連携した健康づくり活動を推進し、事業の周知や健診の受診勧奨などで連携を図りながら取り組みを進めてきました。

また、食育活動の実施や健康教育の実施と、組織、団体同士が協働した活動の展開にもつながっています。このたびの中間評価では、健康状況や社会情勢の変化、計画の進捗状況に応じた計画の見直しを行い、ライフステージごとに評価が困難な項目を除いて、最終年度の目標達成に向け、今後の施策を反映させる必要がある項目について、達成状況の評価を行いました。

計画後期に向けて健康づくりの目標やライフステージごとの目標指標を達成するため、町民一人一人をはじめ、計画推進に係る各主体それぞれの役割を十分認識した上で、共通の目標の実現に向けて関係機関や組織団体が協働した取り組みを進めてまいります。

この視点に立ち、住民、地域、保育園、幼稚園、学校、職場、健康づくりにかかわる各種団体、医療、行政、それぞれの役割を再認識し、連携を図りながら、健康増進に向けた取り組みの推進を行っていきます。

その他、個別質問については、担当課長より答弁させます。

○3番（宮川一幸君） まず、平成26年3月に策定している健康増進計画である健康いきいき御船プラン21はどのような目的で、どのような目標を掲げているかお伺いします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） お答えします。

健康いきいき御船プラン21は、平成24年度から25年度に策定作業を行い、平成26年3月に策定しています。この諸般での目的と目標には、個人の生活習慣の改善及び個人を取り巻く社会環境の改善を通じて、生活習慣病の発症予防、重症化予防を図るとともに、社会生活機能低下の提言による生活の質の向上を図り、また社会参加の機会の増加により、社会環境の質の向上を図ることを目的とし、結果として、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を実現させることを目標としています。

策定から10年後の理想とする健康な暮らしの姿を実際の生活のイメージとして具体的に表現した実現すべき地域での健康な姿を掲げています。

○3番（宮川一幸君） この健康増進計画の健康いきいき御船プラン21は、毎年どのように活用されていたのでしょうか、お聞きします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 町長を会長といたします健康づくり推進協議会において、計画の目標に対する進捗状況を報告し、意見交換を含めて情報を共有しています。健康いきいき御船プラン21に沿って、目標に向け行政、関係団体の取組状況を把握しています。

○3番（宮川一幸君） 具体的に、どのような事業を掲載しておられるのでしょうか。お聞きます。

○健康づくり支援課長（本田太志君） まず、健康づくり推進化ですけれども、母子保健分野では、乳幼児健診や10カ月教室、離乳食教室、フッ化物塗布事業や訪問相談、健診分野では各種がん検診、保健指導、重症化予防対策、受診勧奨、健診未受診者対策の保健事業などを行っています。

また、この協議会には、町民保険課、こども未来課、福祉課、社会教育課があり、課長が委員として参加しておりますので、各課での事業にどのように掲載されているか申し上げますと、まず、町民保険課では、高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に義務づけられている特定健康診査と特定保健指導の受診状況について掲載しています。

こども未来課では、協議会で再確認した子どもの睡眠時間の大切さや、虫歯予防のための歯磨きの重要性などを掲載しています。

福祉課では、高齢期における低栄養や運動機能低下の予防を中心とした介護予防事業の推進や社会参加活動の促進。認知症については、認知症の予防や認知症の人が住み慣れた地域で、その人らしく生活できる共生社会の推進、歯と口腔ケアの推進、災害時における要援護者の見守り体制づくりなどが掲載されています。

社会教育課では、各種運動教室の開催や、スポーツ推進委員による地域のスポーツ指導、総合型スポーツクラブへの活動を推進し、健康で活気あふれる生活の実現について掲載しています。

○3番（宮川一幸君） 健康増進計画において、プラン施策の仕組みとして毎年PDCAを行いながら見直しをかけ、着実に推進することが重要で、方法を目に見えるようにし、確認し合うのが適正であり、修正が必要であれば随時修正を行うとありますが、平成26年度から平成30年度までの過去5年間における評価・検証及び見直しについて、どのような体制でどのような評価・検証を行ってきたかお伺いします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 体制といたしましては、御船町健康づくり推進協議会を中心として、年3回の会議において、町の状況及び個人や家族、地域での健康づくりのための取り組み、健康を支え守るための社会環境の整備状況の検証を行っています。また、健康増進計画の進捗管理と健康づくり活動の推進については、既存の保険統計資料や健診データの収集を行うとともに、現状を計画策定時と比較して、目標の達成状況の検証を行

っています。

○3番（宮川一幸君） 評価・検証を行った結果、どのような課題があり、どのように改善または見直しを行ったのか、お伺いいたします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 計画前期で重点的に取り組んできた健診受診率の向上において、特に働き盛りの40代、50代の受診者が少ないのが課題としてありますので、第6期総合計画では特定健診対象年齢となります40歳節目の方に対し、重点的に健診受診の取り組みをしています。

また、糖尿病患者が増加している課題に対して、保健センターでの指導だけではなく、電話での対応や自宅へ訪問し、食生活の状況の聴き取りを行い、血糖値低下のための食生活のアドバイスを行っています。病院未受診者の方に対しては、病院受診勧奨を行っています。また通院後の数値状況把握等を記録し、顔が見え、相談しやすい体制をとっています。

○3番（宮川一幸君） 妊娠期から高齢期までのライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、全町民を対象とし、平成31年度の5年目に中期評価を行うとしておられますが、この中期評価の結果についてお尋ねします。どのような体制で、どのように中間評価を行われたのでしょうか。お伺いします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 中間評価は3月5日に行う予定でありました。3月5日の健康づくり推進協議会において協議会委員により行う予定でしたが、今回新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う行事の中止により中間評価ができていません。ただ、中間評価の予定といたしまして、本来であれば、1つがん検診の受診率と精密受診率の向上について、健診受診率の向上と重症化予防について、成人の歯と口腔の健康について、運動の習慣についての評価を行う予定をしておりました。

○3番（宮川一幸君） この中の、この中期評価について、全町民に公表するとされていますが、いつどのような方法で公表をされる予定でしたでしょうか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） ただ今申したとおり、協議会が開催できておりませんが、3月中に書類での協議会を行い、取りまとめて、広報等で公表したいと考えております。

○3番（宮川一幸君） 生活習慣病の改善の1つである禁煙についても記載されておられます。健康の安心・安全に関する情報や知識などの向上と環境整備として、たばこが健康に悪影

響を与えることは科学的にも明らかであります。心筋梗塞や脳卒中、肺がんやその他のがんに加え、こどものぜんそくや乳幼児突然死症候群などのリスクも高め、その結果、受動喫煙が原因で、年に約1万5,000人も死亡していると推定されております。そして、毎年喫煙が原因で15万人も死亡していると報道されています。

このことに対して町はどのような見識を持っているのか、お伺いをいたします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 国立がんセンターがん対策情報センターの報告での、受動喫煙による年間死亡者推定値では、肺がん2,484人、虚血性心疾患4,459人、脳卒中8,014人、乳幼児突然死症候群73人とありました。これがすべて受動喫煙によるものであれば、軽視できない重要な数字ととらえています。町が先頭に立って分煙啓発を行っていきたいと考えています。

○3番（宮川一幸君） 平成30年7月に健康増進法の一部が改正があります。望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じて、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するものとするとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定められております。

この法律の改正を受けて、町の健康増進計画はどのような評価・検証を行い、どのような見直しを行ったのか、お伺いいたします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） この改正による評価・検証見直しは、現在まだ行われておりませんが、今後追加改定を進めてまいりたいと思います。

○3番（宮川一幸君） この計画書では、平成30年度までに全小中学校及び保育園敷地内、また役場庁舎内禁煙の推進を明記していますが、どのような状態になっているか、伺いをいたします。

○学校教育課長（西本和美君） 小中学校におきましては、全学校敷地内禁煙となっております。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

公立・私立全園敷地内禁煙となっております。

○総務課長（藤野浩之君） 役場庁舎関係です。特定屋外喫煙場所以外での敷地内での喫煙を禁止しているところです。

○3番（宮川一幸君） 役場庁舎内喫煙については、保健センターは乳幼児健診等を行うため、7メートル以内が禁煙とすると明記されております。今回、給水道管理棟に喫煙所を設置

しておられますが、この場所についての健康づくり推進課として計画書に基づき関係課とどのように協議が行われたのかお聞きいたします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） お答えします。

健康増進法の一部を改正する法律の一部改正に伴う庁舎喫煙室の状況について、令和元年、昨年5月ですけれども、総務課と協議を行っております。協議内容といたしましては、敷地内全面禁煙にするか、施設内禁煙とするか、もし施設内禁煙の場合での喫煙場所の選定を行い、水道管理棟の1階を候補としています。また、入り口から保健センター西側角まで7メートル以上あることを確認し、空気清浄器の設置、煙が外に漏れないなどの協議を行っております。

○3番（宮川一幸君） 次に、カルチャーセンター前とカルチャーセンターの横に喫煙所を設けてありますが、特にカルチャーセンター横は自動販売機や自転車の駐輪場となっております。子どもたちがよく集まる場所でもありますので、その場所に喫煙所を設けることは子どもたちの健康に悪影響を与えるものかと思いますが、この場所に喫煙所を設けることに対し、健康づくり支援課としてどのような協議が行われたのかお聞きします。

○社会教育課長（沖 勝久君） カルチャーセンターということですので、社会教育課でお答えしたいと思います。

カルチャーセンターの竣工が平成4年でした。スポーツセンターも平成8年に竣工をしております。健康増進法の公布が平成14年であり、当時協議は必要のない時代であったと思われます。しかしながら、健康増進法の改正内容を踏まえて、議員御指摘の喫煙所の使用は今年度いっぱい撤去をするところです。

○3番（宮川一幸君） では次に、令和5年度までに町内の医療機関、飲食店、スーパー、コンビニ敷地内禁煙、またこの計画書では、行政の支援として受動喫煙防止を含む健康づくり条例を策定すると記載されております。現在、関係機関とどのような協議を行っているのか、お尋ねいたします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 平成14年度に公布されました旧健康増進法をもとに平成26年に策定されました健康いきいき御船プラン21に、行政の支援として、受動喫煙防止を含む健康づくり条例を策定すると明記していますけれども、条例公布までは至っておりません。県内におきましても、受動喫煙防止条例を公布している市町村はありませんけれども、今後、近隣市町の状況を図りながら検討していきたいと思っております。

○3番（宮川一幸君） それでは、最後に町長にお伺いしますが、この計画書の策定には35名の町民がかかわっており、約1年かけて策定されたと聞いております。素晴らしい計画になっていると思いますが、ただ、ホームページなどを見ても公表されておらず、毎年PDCAを行いながら、見直しをかけ、修正が必要であれば随時修正を行うとあります。ぜひ評価・検証の結果の公表や中期評価の公表をお願いしたいと思います。

また、カルチャーセンター前と自転車置き場の喫煙所については、子どもたちの健康に悪影響を与えるものと思われるので、どうかお考えをお願いしたいと思います。

先ほど、社会教育課長からも撤去という形でお話がありましたが、今後、私ももともと愛煙家ではありましたが、なかなか社会情勢がこういった形になっておりますので、禁煙のほうに現状を撤去するという形で、今後考えていただきたいと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。お願いします。

○町長（藤木正幸君） 先ほど、健康づくり支援課長から答弁がありました。3月5日の中間評価につきましては、コロナウイルス関係で中止によって協議会が行われておりません。しかしながら何らかの形でお示しをしたいと思っておりますが、私もこの協議会に会長として出席して訴えたことがあります。それは、私も葬儀社をしておりまして、亡くなった後に必ず後悔ということを家族は発せられます。その後悔の中に何々しとけばよかったなという言葉が多く使います。その第一に挙げられるのが健診に行かせておけばよかったなということが、必ずなにがしかの形で、その亡くなられた周りの方から出てくる言葉であります。

このことを踏まえて、ライフステージごとに今回いろんな協議をしておりまして。やはり幼児期は幼児期の問題があってそれを解決しなければいけない。壮年層は壮年層、老後は老後、年を取ったら年の年数につれてなにがしかの形で、その計画・実行というのは変わってくるわけです。そこをどう変えていくか、どう公表していくかということが一番大事だということで、今回35名の方々に来て話をしてもらいました。

私は今後考えることとして、35名の方が一生懸命考えていただいた、その中に公表はする。公表はするけど、一番大事なのは、公表をしてそれをどう町民が活かしていくかということが大事になってくるんじゃないかと思います。ホームページ等で公表するだけではなく、35名の方々も中心として、今度はそのライフステージごとの方々にお伝えすると。一番大事なのは、町民同士がそういったことに対してどんどん輪をかけて話し合っていく

ということが一番大事になってくると思いますので、そういったことを心掛けていきたいと思っております。

また、カルチャーセンター前の自転車置き場の喫煙所に関しまして、課長が答弁しましたとおり、喫煙所は今年度いっぱい撤去いたします。いろんなお叱りの言葉もお聞きはしましたけれども、しかしながら健康のためにやはり喫煙所は撤去するという方針で、必ず撤去させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○3番（宮川一幸君） それでは、次に御船町の子育て支援について質問を行います。

12月の一般質問において、町の人口は減少傾向にあり、既に少子高齢化が急激に進んでいることを確認いたしました。町は、この現状を踏まえ、昨年12月に、第6期御船町総合計画を策定し、御船町がさらに住みよい環境づくりを目指し、町民が障がいのあるなしにかかわらず、いきいきと暮らせるまちづくりを推進するとしています。また、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、平成27年度よりすべての子どもたちが伸び伸びと育ち、子育てしやすい町になるよう、幼児期の学校教育、保育及び子ども・子育て支援事業を総合的に推進するため、御船町子ども・子育て支援事業計画を策定されておられます。

この計画も本年度が最終年度となるため、現在現計画の評価・検証やアンケート調査等を行っていると思いますが、現計画の検証においてどのような課題があり、次期計画へどのように反映していくのか、また、御船町の子ども・子育て支援と、ほかの市町村との違う点や魅力的な点について伺いをいたします。

○町長（藤木正幸君） 御船町子ども・子育て支援事業計画に基づく、子育て支援策への評価・検証及び見直しについて、お答えを申し上げたいと思います。

子ども・子育て支援事業は5年を1期とした法定計画で、評価につきましては学識経験者や子育て支援事業従事者など12名で構成されている子ども・子育て会議において評価及び検証を年1回行っているところであります。課題につきましては、平成31年3月提出のニーズ調査の結果により、子どもと家庭を取り巻く課題の改善が必要と、結果から子ども・子育ての負担を軽減するための子育て支援の充実、子どもが健やかに育つことができるための取り組みの充実、地域で子育てを見守ることができるような環境の充実を改善することを目標に、次期子ども・子育て支援事業計画策定を進めております。

策定状況につきましては、先月27日に開催されました第4回目の子ども・子育て会議におきまして、計画素案の最終校正並びに承認を委員の皆様いただきましたので、今年度

中に完成します。本町としましては、今後も「未来へつなぐ子育ての輪を広げよう」を基本理念に、社会全体で子育て支援の質、量を充実させ、これまで以上に子どもたちの育ちと子育てを支える施策を推進してまいります。

その他、個別質問に対しましては、担当課長より答弁させます。

○3番（宮川一幸君） では、個別の質問に入ります。

平成31年度までのゼロ歳から11歳までの児童数の推計が算出されておりますが、この推計に対する実績値はどうなっているのか伺います。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

年度、推計値、実績値の順で読み上げさせていただきます。平成27年度、1,750人に対し1,806人、平成28年度、1,739人に対し、実績で1,817人、平成29年度、1,719人に対し1,807人、平成30年度、1,700人に対し1,813人、平成31年度、1,667人に対し1,831人でした。

○3番（宮川一幸君） 町の人口は減少傾向にあるという形で思っていたので、ここは下がってくるかなと思っていたのですが、推計に対して実績が増加しておりましたが、この増加の要因というのは何と思われますか。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

ここ数年、アパートです、共同住宅、こちらの建築と、あとは宅地化が進んでおりまして、宅地の分譲販売です、こちらも多く出ておりまして、こちらの人口移動によるものが原因と思われます。

○3番（宮川一幸君） 平成27年3月に策定した御船町子ども・子育て支援事業の計画において、ニーズ調査及び現況の子ども・子育て支援事業施策に関して課題を把握され、この課題に対してどのように改善をしたのか、お伺いします。

まず1つ目として、幼児教育・保育のニーズに応えた提供体制の整備において、利用の割合が高くなっていることから、保育所、認定こども園、幼稚園、幼稚園の預かり保育などのサービスのさらなる充実を図る必要があるとしてありますが、どのような改善を行われたのか、お伺いします。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

ここ最近、女性の就業率と、あとひとり親世帯が増加している状況の中で、保育所については選択肢が少ないとか、あとは保育時間が短いとかいう意見がありましたので、現在

は保育園 6 園、認定こども園 2 園、こちらはすべてが延長保育を実施しています。また、在園児以外でも一時的に一時預事業を、私立の 2 園です。あとは、これは新年度なんですけれども、令和 2 年度からは認定こども園 2 園が、こちらのほうは幼稚園型の一時預事業というところですが、これは在園児が対象なんですけれども、こちらを実施予定で、さらなる充実が図られるというところです。

また、今後は、去年の質問で出ましたけれども、休日に就労する保護者のニーズに応じて、休日保育事業も今後は考えていかなければならないと考えています。

○3 番（宮川一幸君） 次に、地域における子育ての支援体制の整備において、地域子育てセンターの利用の希望が少ないことから、サービスの充実を図る必要があるとしてありますが、どのような改善を行ったのか伺います。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

地域子育て支援拠点事業といたしまして、御船昭和保育園内で、地域子育て支援センター、また子育てふれあい館内でつどいの広場ゆうゆうというのを開設していましたが、こちらは 2 つとも同事業で、利用者が重複していたということで、平成 27 年度に統合して、NPO 法人子育て談話室、こちらは柴田先生にお願いしているんですけれども、こちらに委託を依頼しております。

現在、こちらのふれあい館で利用者支援事業、あとはファミリーサポートセンター事業という 3 事業を柴田先生にお願いして実施しているところです。

○3 番（宮川一幸君） 次に、仕事と子育ての両立の推進においてですが、母親の育児休業制度を取得していない理由として、就学前児童では職場に育児休業制度がなかった。小学生児童では、職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった。仕事が忙しかったなどが挙げられております。子育てをする人の職場への理解、周りのサポートが必要となっているとあるが、どのような周知や改善を行ったのか、お伺いします。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

ニーズ調査法で、子育て世代の母親等の問題点や課題は把握はしております。このことを踏まえて、次期計画では、町内企業に対して、仕事と生活の調和のための意識啓発とか、家事・育児に男女を問わず参画できるように、在宅勤務やフレックスタイム等の多様な働き方の啓発ということをすることにより、仕事と子育ての両立支援に今後は努めてまいりたいと思います。

○3番（宮川一幸君） 最後に、特別な支援が必要な児童への対応においてですが、ニーズ調査では御船町は子育てしやすい、どちらかといえば子育てしやすいと思っている方が65%であり、子育てしやすさが評価されております。一方で、子育て支援の充実を望むこととして、小児医療や緊急医療体制など、医療機関の充実のほか、保護者の就業と子育ての両立支援、子どもが安心して暮らせる居場所づくりなどが必要とあるが、どのような対策を行ったのかお伺いします。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

まずは、医療機関の充実につきましては、本町には小児専門の医療機関はありませんけれども、病気の回復期にある子どもを預かる御船みるく病児保育室、これをNPO法人に委託をしております。また、先ほど申し上げました子育てふれあい館内で実施している3事業の子育て支援事業により、保護者の就業と子育ての両立支援はカバーできております。

最後に、安心して暮らせる居場所づくりにつきましても、子育てふれあい館内事業及び放課後児童クラブ、こちらは10クラブあるんですけれども、こちらで支援をしております。なお、近年増加している児童虐待につきましても、福祉課、学校教育課、健康づくり支援課、児童相談所、警察など、関係機関と連携を密にして妊娠期から切れ目のない虐待予防策を講じているところです。

○3番（宮川一幸君） 計画の推進に当たって、本計画に基づく施策の進捗状況や計画の成果について、点検・評価を行うとし、評価に当たっては、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を毎年行い、その結果を公表するとしてありますが、どのような体制で、どのような点検・評価を行ったのかお伺いします。

○こども未来課長（田中智徳君） 先ほどの町長答弁にもありましたとおり、学識経験者や子育て支援事業従事者など12名で構成される子ども・子育て会議において、評価及び検証を年1回行っております。

○3番（宮川一幸君） 毎年、その結果を公表するとしておられますが、ホームページ等を見ても御船町子ども・子育て支援事業計画の点検・評価の結果については見つけることができませんでした。どこで公表しているのか、お伺いいたします。

○こども未来課長（田中智徳君） 公表につきましては、こども未来課の窓口と、あと1階血圧計があるんですけれども、その隣の御船公開コーナーに第1期事業計画及びニーズ調査の報告書は置いてありますが、議員がおっしゃるとおり、町のホームページ等への掲載は

できておりません。国から平成31年4月、可能な限りインターネットを利用した公表についても実施するよう努めていただきたいという通知がございましたので、これを踏まえて、今後はホームページ等への掲載を実施していきたいと考えております。

○3番（宮川一幸君） 計画に定める量の見込みが大きく変動する場合は、計画の一部を見直し、必要に応じて見直しを行うとしてありますが、見直しを行った部分はあるのでしょうか、お伺いします。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

まず、平成28年11月、こちらは提供体制に係る事業実施団体の追加と削除、次に、平成29年4月、提供体制に係る事業実施団体数の変更、同年11月、保育所の定員変更及び認定こども園並びに無認可保育所の追加、あとは高木保育園の民営化、あと学童クラブが7クラブから9クラブに増設ということを行いました。

○3番（宮川一幸君） 先般の町長の施政方針の中で、第2期の御船町子ども・子育て支援事業の策定をしたとありましたが、どのような体制で行われたのか、お伺いします。

○こども未来課長（田中智徳君） 先ほどの点検と評価と同メンバーになります。

○3番（宮川一幸君） 最後に、日本全国で人口減少並びに少子高齢化が叫ばれている中、歯止めをかけるためにも子育て支援施策は重要と考えております。藤木町長は平成27年に町長に就任後、新しくこども未来課を新設されておられます。しかし、新たな子育て支援施策は打ち出されていないのではないかと思います。近隣の市町村にあるような子育て支援であり、町独自の子育て支援施策はないと思います。ぜひ他町村にはない施策を打ち出していいただいて、町の活性化や少子化対策に結びつけていただきたいと、ぜひと思いますが、最後に、町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（藤木正幸君） 今回の質問内容にありましたように、御船町のいろんな事業が進んでおります。ほかの近隣市町村にやっと追いついたというところだと思っております。それから、一歩抜け出したところが今の御船町の現状じゃないかと思います。

私も町長に就任するときに、子育てに関して、こども未来課を作るときに4つの課題を挙げてきました。1つが不妊問題、もう1つが幼児教育の問題、次に、多子の問題、それから里親の問題、この4つを私は掲げてこども未来課を作ったわけですが、不妊の問題は、訴えられたのが認められて、これは全国的に盛り上がったところだったのですが、不妊に対する支援が充実してまいりました。ということで不妊関係は一応前向き

に話ができているというところであると思います。

それと、里親関係、毎月広報紙にも皆さん方は見ていただいていると思っております。御船町には里親はいませんでした。しかしながら、皆さんの協力で、多くの方々が今里親になってもいいという形で手を挙げて、今研修を行っていただいております。御船町はどうしてもいろんな虐待問題も一緒なんですけれども、いろんなところで子どもに対する支援という、それを預かるところがなかったわけです。全部熊本市の相談所、県の相談所に行っていたと。それがこの御船町でも皆さん方で支え合う、その仕組みが少しずつできてきているということで、これはまた、里親問題は、私の生涯の思いを伝える場所だと思っておりますので、これからも頑張っていきたいと思っております。

それと、私が多子だからということではないんですけど、多子は大変なんです。本当、子どもが多いという、子育てをするというのは大変だと。しかしながら、ほかの町村より御船町は多子の家庭が多いわけです。子どもが3人以上の家庭というのは、ほかの近隣市町村より多いわけです。この方が、いかにこの町で子育てをしやすくするか、ここは、私も某町長が「お前は、3人以上作ったら100万円やるぞ」と言われて、調子に乗って子どもを作ってきたわけなんですけれども、しかしながらそういった思いは今でも持っています。なにがしかの支援をしていかなければいけないかと思っております。

一番大事なのは、私は幼児教育の部分になってくると思っております。1歳から3歳までの親がどう子どもに携わっていくか、ここが子どもの成長段階においていかに大事かというのを、まだまだ私自身も訴えるところが少ないと思いますので、今後、こういった面もやっていきたいと思っております。

やっと近隣の市町村に追いつきました。これから先に伸ばしていくように頑張っていきたいと思っております。

○3番（宮川一幸君） 本当、お世話になりました。さっき、私が「多子」というのは、「他町村」のつもりで言ったのが、「多い子ども」という形で町長に受け取られていたのですが、でも、そちらのほうも大事だと思いますので、今後ともよろしく願います。

これで一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより2時まで休憩いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後1時50分 休 憩

午後2時00分 再 開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○2番（井藤はづき君） 2番、井藤はづきです。通告のとおり、御船町の防災体制について、一般質問を行います。

近年、日本全国で自然災害が激甚化かつ頻発化の傾向にあります。いつ、どのような災害が起こってもおかしくないというこの状況下で、住民が安心して暮らすためには行政が普段から防災体制を十分に整え、またその情報を伝えることで、住民の自主的な防災行動を後押しすることが必要不可欠です。それと同時に、町が住民の状況を把握しておくことも必要ではないでしょうか。

昨年の7月には御船町地域防災計画の一部改正がありました。町はこの計画に沿って防災体制を整えていくことになっています。この計画は、各地域の状況を踏まえた防災計画となっているのでしょうか。また、昨年の12月には御船町防災備蓄センターが落成しました。各地域に設置されている備蓄倉庫との一体的な活用によってより効果的な活用をするためにはどうしたらよいのでしょうか。万が一のときにでき得る限りの減災を可能とするためには、町はどのような防災体制を整えておられるのかお尋ねします。

なお、個別の質問につきましては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 井藤議員の、1、町の防災体制について、お答えをいたします。

本町の防災体制につきましては、御船町地域防災計画に示しましたとおり、オール御船で災害に強い御船町を基本理念とし、3つの基本方針に基づき防災施策を実施しています。1つ目が、災害に強いまちづくりの整備、2つ目が、実行性のある災害応急体制の強化、3つ目が、生活再建と復興に向けたトータルケアです。

お尋ねの備蓄物資や避難所については、1つ目の基本方針の災害に強いまちづくりの整備に該当いたします。平成31年4月から供用を開始しました防災行政無線も強化した防災体制の1つになります。また、御質問にありましたように、昨年12月に保健センター西側に防災備蓄センターを整備し、現在、備蓄品の充実を図っているところであります。その

他各地域の拠点となる避難所10カ所に備蓄倉庫を設置しています。このように、施設や備蓄品の整備については、まだまだ十分とは言えませんが、先ほど述べたように、徐々に強化できている状況にあります。

また、基本理念の2つ目の、実行性のある災害応急体制の強化、3つ目に掲げる生活再建等復興に向けたトータルケアについても重要と考えています。今後は、組織体制や受援体制、支援体制などの強化や、防災訓練の実施、防災教育の充実を図り、引き続き防災力の強化を進めていきたいと考えています。

その他、個別の質問については、担当課長より答弁させます。

○2番（井藤はづき君） 備蓄倉庫についてお尋ねします。備蓄物資は、住民自身が日頃からそれぞれの生活の状況に応じて必要なものを自主的に蓄え備えておくことが大切です。しかし、突発的な災害が起きたときや物資の調達が長期的に困難になる場合などに、それを補完するための物資を町でも必要な品目、量を備えておくことは住民が安心して暮らすために必要なことでしょう。

そこでまずお尋ねしますが、御船町防災備蓄センターのほかに、各地域に設置されている備蓄倉庫がありますが、こういった場所を選んで設置されているのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

昨年12月に御船町防災備蓄センターが完成しております。先ほど町長のほうも、答弁がありましたとおり、今備蓄品の充実を図っているところであります。そのほか備蓄倉庫を10カ所設置しております。場所から申し上げますと、まず、御船小学校、滝尾小学校、水越社会教育センター、七滝分館、七滝中央小学校、田代分館、北田代分館、木倉小学校、高木ゲートボール場横、小坂分館、以上の10カ所に設置をしております。

そのほか、各地域で独自に造られている場所もございます。

○2番（井藤はづき君） 先ほどおっしゃった10カ所というのは、旧校区の避難場所ということですね。

○総務課長（藤野浩之君） はい、その10カ所につきましては、旧校区の主要な避難所というところで、10カ所に設置しております。

○2番（井藤はづき君） 近くに備蓄倉庫がない避難所というのはありますか。

○総務課長（藤野浩之君） ございます。まず、町が指定する指定避難所につきましては、17施設ございます。そのうち、7施設につきましては備蓄倉庫は設置をしておりません。設

置をしていない箇所につきましてはスポーツセンターです。それとカルチャーセンター、御船中学校、ホンダ介護サービスセンター、上益城消防署、御船高校と緑の村が備蓄倉庫の設置はしておりません。

○2番（井藤はづき君） 備蓄倉庫がない指定避難所のほとんどは、町の中心部に位置しており、本部との行き来もしやすいということでわかるんですけども、1カ所、緑の村が先ほどおっしゃったと思います。そちらの緑の村に備蓄倉庫がないという理由と、また物資の備蓄や調達の方法を教えてください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

各地区の備蓄倉庫ということで、これは先ほど申しましたように、旧校区の主要な避難所を選定しております。田代東部地域につきましては、道路の状況や居住場所、地域の方が集まりやすい場所など総合的に考え設置しております。その関係で、田代東部の分館に設置しております。その関係で緑の村には設置はしておりません。

それで、緑の村につきましても指定避難所となっておりますので、本部からの物資の配給というのは行うようにしております。

○2番（井藤はづき君） 緑の村は、町の中心部からも大分距離がありますので、災害時にその都度配給を行うということになりますと、人員とか時間を割かれてしまいますので、緑の村にも備蓄を置いておくとか災害時の町全体の初期の対応に時間と人員を回せるのではないかと思います。どうでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 緑の村につきましても、指定避難所ということになっております。

そして、そこには備蓄品も必要であるということもありますので、町の地域防災計画、これは毎年見直しをかけながら、防災会議で決定をしていただいておりますので、全体的な備蓄倉庫等も含めて検討していく必要もあるかと思います。

○2番（井藤はづき君） 備蓄する物資の品目や数量はどのようにして決められていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

備蓄物資の品目につきましては、4つほど順番に考えております。まず第1番目に避難所生活をする上で必要最低限のものを用意します。次に、応急復旧に必要なもの、3番目にけが等救急に必要なもの、4番目に避難所生活が長引く場合に必要なもの、この順番で決定しております。また、数量につきましては、人口の約1割が避難した場合を想定して各数量を算出しているということです。

○2番（井藤はづき君）　ここで、防災計画の資料の中に、備蓄品整備計画というものがあります。今日お配りしている資料の3枚目になりますけれども。その内容について、少し細かく見てみたいと思います。

まず、この備蓄品というのは、町の先日できました防災備蓄センターに備蓄されるものということですか。それとも町全体での数量ということになりますか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

防災計画の資料編に掲載している備蓄品整備計画につきましては、町全体の計画ということになります。

○2番（井藤はづき君）　地域によって必要な物資の内容には違いがありますか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

必要な物資の種類につきましては、基本的には同じだと考えています。ただ、数量は違ってくるのかなと思っています。役場から避難所まで到達する時間も違いますし、人口や年齢構成も違うと思いますので、それに応じた数量を防災計画にはお示しをしているところです。人口の1割ベースで算出をし保管を行っているというところです。

それで、備蓄センターには、例えば飲料水、水につきましては、大量にあり、2リットルのものを置きますし、各地域においては、持ち運びに便利のように、500ミリのペットボトルにするなど、そういった配慮はして配備をしているところです。

○2番（井藤はづき君）　何がどれぐらい必要かというのは、その地域の人口とか年齢構成などによって違いがあります。例えば山間部ですと、皆さん農家の方も多いので、食糧品にはあまり困らないということも、熊本地震のときにはありましたし、そういった地域によった違いというものがありますので、災害は起こってからこれが余った、あれが足りないという事態を少しでも減らすために、あらかじめ地域別の整備計画を立てておくというのではないかと思います。どうでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　今、議員から言われたとおりでありますけれども、ある程度は地域性を考慮して備蓄は行っておりますが、計画の策定というまではできていない状況です。また、各地域に設置している倉庫につきましては、小さい規模で、2メートル四方ぐらいの備蓄倉庫でありますので、中に入れる量も限られているという部分もあります。それで必要最低限のものしか置けないということもありますので、そのあたりは総合的に判断しながら今後備蓄できればなと思っております。

○2番（井藤はづき君） 食糧品の備蓄品目の中に乾燥スープというのがありますが、これについて説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） この乾燥スープです、これはお湯を注いで食べる分、飲む分のスープということになります。

○2番（井藤はづき君） この乾燥スープをどうしてこの整備計画の中に入れたのかというのは、どうしてでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これは避難された方で固形物の食事が不自由な方で、飲み物だけでないと、硬いものは食べられないという方に提供するために今回計画の中に入れております。

○2番（井藤はづき君） この備蓄品の中には、乳幼児用の食糧というものは含まれていません。なので、固形物の食事が難しいという方は、スープを飲むときもとろみをつけたりとかいう配慮も必要かと思いますので、この品目の中にミルクとか離乳食など、乳幼児のための食糧品を整備しておく、この離乳食というのはそういう食事に配慮が必要な方に対しても応用できるのではないかと思います、どうでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 提案ありがとうございます。私たちもまだ気づかない部分も、細かいところではありますので、そういった意見等を聞きながら、今後の防災計画の中で反映させていければと思っております。

○2番（井藤はづき君） 次に、紙おむつ、生理用品という項目がありますがけれども、この紙おむつというのは、子ども用でしょうか、それとも大人用でしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この紙おむつにつきましては、幼児用と大人用というところで考えております。まず、幼児用おむつを700セット、大人用を300セットという形で記載をしております。

○2番（井藤はづき君） このセットと今おっしゃったんですけど、セットとはどういう意味でしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） セットというのは1梱包というところで考えていただければと思います。その中には、幼児用であれば40枚から50枚のものが入っておりますし、大人用であれば20枚から30枚入っておりますので、それを1セットということで記載しております。

○2番（井藤はづき君） 幼児用紙おむつは700セットということでしたけれども、幼児用の紙おむつといっても新生児用とかS・M・L、テープ型とかパンツ型とかいろいろあるんで

すけれども、何を700セット整備されるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 幼児用の紙おむつということですが、この件につきましては、サイズやタイプは決めていないということになります。年齢人口に応じた整備はやっていきたいと思っています。

○2番（井藤はづき君） 大人用おむつと子ども用おむつというのは、分けて考えるべきかなと思います。子ども用につきましても、せめて新生児用とMサイズとビッグサイズの3つのサイズくらいは分けて準備しておいたほうがいいのかなと思います。熊本地震のときに、私も御船小学校の支援員をしておりましたので、カルチャーセンターの物資の配給を手伝ったりしましたがけれども、そのときも、このサイズはいっぱいあり余っているんだけど、このサイズがないとか、そういうことも起きていましたので、そこら辺を考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 今、貴重な経験の中での提案ということですので、私たちもこれまでの経験した中で、また考えていきたいと思っています。

○2番（井藤はづき君） 大人用おむつなんですけれども、300セットということでした。この次、おむつの下に生理用品が1,000セットとありますけれども、その3分の1以下ということですね。それはどういう算出で出されましたか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、紙おむつですけれども、これは70歳以上の人口が御船町で今約4,300人ということで、その1割の方が必要であるということで想定をしております。そして、その方が3日、一応防災計画上3日間の物資ということでしておりますので、430人の方が3日使うというところで、大体6,000枚ぐらいの使用になります。それを20枚入りの1梱包で割ると約300セットということになりますので、その計算で防災計画には載せております。

○2番（井藤はづき君） 生理用品はどうでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 生理用品についてですけれども、これは該当する女性の人口が約3,100人と想定をしております。その方が3日間使用される分で約1万8,600枚、それを20で割ると、1梱包が20枚ということで割りますと、約1,000セットになるということで、そのような計算で計画書には掲載をしております。

○2番（井藤はづき君） 1枚単位で計算されているということなので、配給のときもバラバラにして配られるということでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 配給のときは、その状況に応じた形での配給になるかと思います。

○2番（井藤はづき君） 生理用品についてなんですけれども、適齢期の女性の方を対象に考えられたのかなと思います。しかし、女性がみんな同時に全員生理用品が必要になるということはあまり考えられないかなと思います。平均的には1か月に1週間ぐらい程度でありますので、もちろん生理用品をゼロにするというのはいけないんですけれども、もう少し減らして、ほかのミルクや離乳食、また今回話題になっていますマスクとか、消毒薬とかそういったところに費用を回してもいいのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 備蓄品の整備につきましても、これまでの経験だったり実状を踏まえながら変更見直しをかけていきたいと思います。毎年、地域防災計画会議がありますので、その中で修正、見直し等も含めて、会議の中でまた検討していきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） マスクと消毒液の話題を出したのでお聞きしますけれども、今現在、マスク、消毒液の備蓄というのは、町にはあるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 現在、マスクにつきましては、感染防止用のマスクそれと防護マスクということで、マスクの備蓄はあります。

○2番（井藤はづき君） そのマスク、コロナウイルスですけれども、今後このまま収束に向かうといいなとは思っているのですが、今後、その備蓄されているマスクをどのようにしていくかという検討はされていますか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、今、コロナウイルス対策ということで、マスクが今不足している状況にあります。そのような中で、本町におきましては、まず給食センターにマスクを配給しております。それと、選挙がありますので、選挙の投票に来られた方用にマスクを準備しております。それと、もう終わりましたけれども、確定申告に来られた方についてのマスクの使用のため、配給をしております。それと、関係機関であります消防署と警察署にも備蓄が少なくなっているということでありましたので、そちらにも提供はしております。

○2番（井藤はづき君） 今後、もしまた拡大が進んでしまったとなったときに、マスクがどうしても必要な職業についていらっしゃる方もいます。そういった事業所とかに、このくらい拡大は進んでしまったら、そういうところにも配給するとか、そういうことは考えていらっしゃいますか。

○総務課長（藤野浩之君） 町で備蓄しているマスクにつきましても、そんなに多い備蓄では

ありませんので、なかなかすべての方にこれを配給するというのは、なかなか厳しい状況にあります。状況を見ながら必要な部分については、手当てしていきたいと思っています。

○2番（井藤はづき君）　そういうこともあるかもしれないということを想定して準備していただけたらなと思っております。

次に、民間事業所との協定についてお尋ねします。御船町が結んでいる協定の内容はどのようなものでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

現在、民間団体との協定につきましては、9団体と協定を締結しております。そのうち、物資調達の協定につきましては1団体、それと物資輸送の協定につきましては2団体となっております。それと、また現在協定を進めているという関係で、これは物資調達の関係の協定になりますけれども、まずコストコです、オープンに向けて、今準備が進んでおりますので、それがオープンと同時に協定が締結できればと考えております。

それとまた、JA上益城とも、今物資調達の協定の協議を進めているところであります。

○2番（井藤はづき君）　民間事業所との協定にあって、確保できている物資の品目とか量とかはどのくらいありますか。

○総務課長（藤野浩之君）　協定の中で、特に数量とか品目等は規定はしておりません。その災害が起きた時点で必要なものを必要な数、要請を行っていくという規定となっております。

○2番（井藤はづき君）　協定の中で、あらかじめ品目とか量を設定して確保しておく、町が独自で備蓄する物資と一体的な備蓄体制が整えられるのではないかと思います。また設定した品目、もともと設定してあって、その中からこれとこれとこれをください。これが必要ですと要請するほうが確実な物資の調達が可能になるかと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

確かに、物資関係、備蓄品ですけれども、これは備蓄倉庫にすべてを揃えるというのはちょっと不可能な部分もあるかと思います。限られた予算の中で備蓄を行っていくわけですので、なかなか厳しい部分もあると思います。それと、賞味期限のあるような備蓄品については、また更新が必要ということでもありますので、確実に物資を調達すること

になると、こういった協定の中に数量、品目等を含めながら検討して、そちらのほうから調達したほうがより効果的な部分もあるかと思いますので、そちらも協定の中で検討させていただければと思います。

○2番（井藤はづき君） 先ほど提案しましたミルクとか離乳食というのは賞味期限が短いので、なかなか備蓄するのも難しいかなと思うんですけど、そうやって民間事業所との協定の中で備蓄が確保されるということであれば、より備蓄がしやすいのかなと思いますので、そこら辺も考えていただけたらと思います。

備蓄物資や支援物資を各地域に実際配給する訓練というのは行っていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これは防災訓練の中で行う必要があるかと思います。去年初めて全町的な防災訓練を行いましたので、今後は、テーマを決めながら訓練を行っていきたいと思っておりますので、このような配給に対する訓練等も今後の中に含めていく必要はあると思います。

○2番（井藤はづき君） 何を、どこに、誰が、どうやって、どのルートで届けるのかという訓練を実際に動いてやってみるという、そういう訓練をしておく、実際に災害が起きたときに混乱を軽減できるのではないかと思います。また、想定ルートの一部が寸断されて通れないというシチュエーションも設定してみたりとか、このときに迂回路を考える訓練をするとか、そういったことも防災計画の基本方針の2つ目ですね。実行性のある災害応急体制の強化というのにもつながってくると思いますので、よいのではないかと思います。

また、各地域の住民とも連携して、ここにはこういう物資がこれだけ届きますよというのを、住民の方々にも把握してもらって、その地域の備蓄もそれに合わせて見直してもらったりとか、また住民から、これはこっちでは備蓄が難しいから、町から配給してもらった方がいいとか、そういう住民との意見交換もできるのではないかと思います。

なので、金曜の町長の答弁の中にもありましたように、みんなで作り上げていく防災体制というのがそういった形でできていくのではないかと思います、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） いろんな提案ということで、ありがとうございます。今後、私たちも訓練を通じながら、よりよい防災体制というのを作っていきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） では、避難所についての質問に移ります。避難所には指定避難所と自主避難所というものがあると思いますが、その違いについて、説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、指定避難所です。指定避難所とは、町が地域防災計画に基づき指定した避難場所となります。それと、次の自主避難所ですけれども、これは、台風や長時間降り続く雨で、洪水や土砂災害などの災害が発生するおそれのあるとき、町が住民からの問い合わせ等の状況を考慮した上で、事前に避難を希望する人を対象に、一時的に開設する避難所ということになります。

○2番（井藤はづき君） 指定避難所も自主避難所も、どちらも町が指定する避難所であるということで、一般的に自主避難所といったら住民が自主的に場所を設定している避難所かなと、そういうふうに使っている方も多いのではないかなと思うんですけれども、そのことについて、この質問の中では自主的避難所として少し掘り下げてみたいと思います。

では、その自主的避難所について、町はどれくらい把握されていますか。

○総務課長（藤野浩之君） この自主的避難所ということですが、地域で避難される場合、そこに使われるということになるかと思いますが、そこは地域の集会所あたりは自主的避難所ということで使用されますので、その部分につきましては把握をしているところであります。平成28年度の熊本地震ですけれども、その中で、自然発生的に避難所となった施設というのが29カ所ありました。これは集会所や公園、企業の一部を自主的な避難所として活用されたということになります。

○2番（井藤はづき君） では、この熊本地震のときなんですけれども、指定避難所に避難された方と自主的避難所に避難された方とでは、どのくらい、どちらが多かったのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 平成28年の熊本地震のときですけれども、4月18日、これがピーク時の避難者数ということで、とらえております。全体で6,191人の避難者がありました。その中で、指定避難所へ避難された方が3,060人で約半数です。その他、地域で自主的に設置された避難所、自主的避難所ということで、今定義しておりますけれども、そこが3,131人ということで、半数が自主的避難所に避難されたということになります。ただし、この中には車中泊とか、自宅避難された方の数は入っておりませんので、その辺が把握はできていませんでしたので、人数としては入っておりません。

○2番（井藤はづき君） 指定避難所にも避難されたんですけど、自主的避難所に避難される方も相当数おられたということですね。

それでは、指定避難所についてなんですけれども、自宅から指定避難所までの道のりで

は、一番遠いところでどのくらいあるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町が指定する指定避難所までの距離ですけれども、それぞれ特定はしております。その中で、一番遠いと思われる地域につきましては、松の生地区です。松の生地区から指定避難所となっている七滝社会教育センターまで、約5キロ、車では約10分かかるといことになります。ただし、これは車で通る道の距離を測った関係で、どうしても通れないとか、やはり災害で通れなくなるということで、場合によってはまだ延びるとか時間がかかるという可能性もあるかと思います。

○2番（井藤はづき君） 今、七滝社会教育センターの話が出ましたのでお尋ねしますが、旧七滝小学校の校舎は先日半壊の判定が出ているということをおっしゃっていたと思うんですが、避難所として使用できるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 七滝社会教育センターにつきましては、校舎と体育館と運動場が指定緊急避難場所となっています。そのうち、校舎と体育館が指定避難所ということで指定をしております。校舎につきましては、熊本地震により被害を受けまして、正式な危険度の調査というのは行っておりませんが、危険な状態であるということで、避難所としては望ましくないのかなと思っております。体育館は、被害は少ないということで、そのまま避難所として使用できる状態です。防災計画の中ではまだ指定避難所として校舎もそのままになっておりますので、今後見直す必要があるかと思います。

○2番（井藤はづき君） 七滝地区の指定避難所は、これを見ますと、旧七滝小学校と七滝分館ということで、この中でも七滝小学校の校舎というのが収容人数が一番多くなっているんです。この防災計画というのは、令和元年にできたものなので、熊本地震からの後にできたということで、ちょっと見落としたのかなと思っております。

では、その避難所までの経路、避難経路の中で危険箇所となる場所がありますか。

○総務課長（藤野浩之君） この地域防災計画の中で、避難所へ通じるすべての道路を避難経路と考えております。それで、すべての道路が避難経路になりますので、やはり危険な場所が多くあるということになります。例えば、地震の場合はコンクリートブロック積の塀のある道路とかもあります。また土砂災害危険区域を通る道路、また浸水想定区域内を通る道路も、この避難経路の中に含まれているということになります。

○2番（井藤はづき君） その指定避難所まで距離があるとか、途中で危険箇所があるという

方は、どのような避難行動をとれるでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） そのような方は、恐らく近くの安全な場所に避難されるのではないかと考えております。

○2番（井藤はづき君） はい。私もそのとおりだと思います。それが、自主的避難所ということになりますよね。先ほどの七滝小学校校舎とか、前から頻繁に言われている滝尾小学校のこととか、以前から避難所としては問題があるとわかっていながらも、その代わりとなる場所が見つからずに、そのままになっているというところがある現状です。住民が命を守る行動をするために、町が指定する避難所だけでは限界があります。そこで自主的避難所の役割が重要となってくると思います。

ということであれば、町の防災体制について考えるときに、住民の命を本気で守ろうとするならば、自主的避難所についてもある程度町がかかわっていくべきではないかと考えております。自主的避難所というのは、既に住民の間で避難所としてなじんでいるところでもありますので、そこを指定避難所に加えられるならそれが一番いいと思いますし、またその自主的避難所の中には、地域の公民館とか消防小屋などを使っているところがあって、トイレがなかったりとか、ちょっと傾いていたりとか、設備的に不安のあるところもあります。そういったところは、町として支援をして整えていくのか、それとも、別の場所を指定するのか、そういったところも住民の方々と一緒に考えていく必要があります。

以上のことについて、どう思われますか。

○総務課長（藤野浩之君） 今、井藤議員が言われたこと、大変よくわかります。その地域に応じた対応をとっていくと、防災体制を確立していくというのがやはり必要になるかと思っています。

そのような中で、国や県が災害に対する行政のあり方を検証しております。その結果として、大規模な災害において、すべての方に対応すること、これは今は行政として限界があるということも、国・県は言われております。行政だけですべての方への災害対応が難しいという部分も出てきているということです。

それでは、どうやってすべての方の命を守るかということになりますけれども、これは、まず各個人の自助、これは各家庭での備えであったり防災意識、その辺が重要になるかと思っています。それと、各地域での共助の部分です。これは、自主防災組織であったり、各地域の連携・協力体制、このあたりの共助にやはり頼らざるを得ないというのが現状である

のかなと思っております。国も、自分の命は自分で守るということを示しております。地域のことは地域で守るという意識を皆さんが持っていて、地域で自主的避難所を含めた地域防災計画あたりが策定していただければ一番いいのかなとはっております。それが防災力の向上につながるということで考えておりますし、地域でそういった情報共有、共通認識というものを持っていただくのも、必要な部分かと思っております。

町としまして、今後ともその地域での自主防災組織あたりの支援は引き続き行っていきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） この防災計画が、この間の12月に議会に上がってきたときに、私たちも見落としていた点があるなど、自分の反省も踏まえて、防災計画というのは、正解というものは絶対ないと思うんです。常によりよいものを求めて変えていかなければいけないところがあると思うので、それは住民も一緒になって考えていかなければならないと思います。その住民と町とをつなぐ役割として、私たちもあるのかなと思いますので、議会にも情報提供をできるだけたくさんしていただいて、一緒に考えていければと思っていますが、最後に、藤木町政が目指す「みんながわくわくする御船町」の主人公であるのは町民の皆さんです。そのみんなの中にあふれる人が出ないような防災体制を整えてほしいなと思っていますけれども、今後、御船町はどのように防災体制を整えていかれるのか、町長の思いを聞かせてください。

○町長（藤木正幸君） 防災計画についての質問が起こってございました。本当に私たちも見落としていた部分が見えてきたと思います。

防災計画はあくまでも御船町として、多方面にアンテナを張ったところで作り上げていきます。町としてどう動くか。この防災計画、指定避難所の部分内と自主と自主的避難所、ここが今後私たちが考えなければいけない一番大事なところだと思います。指定避難所というのは、地域防災計画に応じて、最低限度を大規模な震災があったときにどう動くかというのがすべてです。

しかしながら、今大事なのは、私は自主防災、自主的避難所、ここをどう活用していくかが一番大事だと思っております。なぜかと申しましたら、地震もですけど、今後起こり得る災害の中で一番懸念されるのが台風災害、洪水災害、がけ崩れ、そういった自然災害に対して、町がしてくださいというお願いをして避難するのではなく、自主的に地域の人、前回言ったとおり、隣の方とともに考える避難先、避難物、避難物資、そういったも

のを考えていくか、ここが一番大事だと思っています。

私たちも熊本地震という災害を受けました。災害の中で、私たちができる範囲のことはすべてやり遂げたなど、今自負はあります。しかしながら地域に帰れば、その私たちの思いが通じていたところと通じてなかったところがはっきりしてまいりました。やはり公でできることと範囲というのはここまでだったのだということを強く感じています。

だったら、今度は公助、町と民間が一緒になってする場所、そして民民、自助、民民の中で行っていく避難計画、避難実施、そういったもののあり方、そういったものが一番大事だと。「区長さんをお願いします」と言っても、区長は人の安否確認でいっぱいっばいで、では区長がこういった自主避難の運営ができたかといったら、そうとはなかなかいきませんでした。

今回、予算に上げておりますけれども、防災士をいかに多く作っていくか、防災費を中心としたその地域づくり、自主防災の部分も今後必要になってくるんじゃないかと思っております。金曜日に話した中において、1人の人を何人が支えるかというお話をしたと思っておりますけれども、この防災に対しても1人の人が何人支えられるかということに、また返ってくると思います。その中において、区の編成というのもしていかなければいけないというのが、また改めてわかってきたところであります。

自助、公助、そして自助、共助、公助、それとご近所、ご近所付き合いからこの防災を立て直していきたいと思っておりますし、防災訓練の中においても、まだ多くの地域の方々が参加していただけるように努力してまいりたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） 災害に強い御船町の体制がますます高まっていければなと思います。

先ほちょっと言いそびれてしまったのを思い出したんですけど、備蓄物資の配給の訓練をもし今後行うことがあれば、実際に、備蓄物資の一部をもって配給し、それを地域の住民の方に実際に配るような、賞味期限が迫ったものを優先に、実際に配るということをすると、住民の方々の参加の促進にもなるでしょうし、いいのではないかなというアイデアを入れていたのを忘れていたので、言っておきます。

これで質問を終わります。

○議長（池田浩二君） この後、予定しておりました7番、森田優二議員からの一般質問は、取り下げがっております。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これもちまして散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 5 1 分 散 会